

平成26年1月20日

滝川支部会員 各位

支部長 樋渡 喜久男

## 「自衛隊体育振興互助基金」への募金の協力について(ご依頼)

隊友会は、「自衛隊全体の体育振興を支援する目的で設立された自衛隊体育振興互助基金」に募金協力することとなり、札幌地方隊友会長より募金協力の依頼がありました。

滝川支部として、下記のとおり募金を行いますの、趣旨ご理解の上多くの皆様のご協力を頂きますよう心からお願い申し上げます。

### 記

1. 自衛隊体育振興互助基金に協力するための募金趣意書 別紙（裏面）
2. 募 金 額 : 500円/口とし、つとめて2口以上とする。
3. 募金の期間 : 平成26年2月28日までとする。
4. 募 金 要 領 : 添付の「募金用封筒」に所要の募金を入れ、  
「募金額、募金者名」を記入のうえ、各地区担当幹事へご提出ください。

以上

会 員 各 位

自衛隊体育振興互助基金に協力するための募金趣意書

自衛隊体育振興互助基金（以下、「基金」という。）は、基金の前身である自衛隊体育振興基金（昭和37年4月設立）に代り、自衛隊体育学校の後援団体である自衛隊体育学校校友会の発意で平成24年5月に設立され、隊員や隊員OB等の有志から幅広く拠金を募り、それを資産として自衛隊の体育振興の各種事業の運営を開始しました。基金の運営には、過去の実績から毎年2,200万円程度が必要なことから、隊員及びOB等幅広く有志から拠金を開始しました。

隊友会は、平成24年末に基金への協力の要請を受け、検討の結果、以下の理由により協力することとし、募金を実施することになりました。

- ① 基金の目的は、「自衛隊における体育の振興に協力すること」であり、隊友会定款第3条の目的に整合しており、かつ選手に対する援助は公務で出場・参加する場合に限定していることから、隊友会定款第4条の事業のうち「自衛隊に対する各種協力」に含まれると判断され、隊友会として基金に協力することは問題がない。なお、公益法人への移行認定申請時、「体育学校等オリンピック・アジア大会等参加選手激励等」は「国内外における自衛隊諸活動に対する支援」に含まれることで内閣府の承認を得ており、先のロンドンオリンピックの参加選手に対しても激励品を贈呈した。
- ② 基金は、部外専門機関により毎年1回会計検査を実施するとともに、その結果を募金に協力した組織・個人に報告することになっており、運営に対するコンプライアンスは確保されている。
- ③ PKO募金及び東日本大震災に伴う募金実績から1度の募金で相当額の拠金が期待でき、相当の期間、計画的な基金への協力が可能となる。

会員の皆様には基金の趣旨にご賛同を頂き、1名でも多くの方に募金活動（500円/口で、努めて2口以上）にご協力を頂きますよう心からお願い申し上げます。

平成25年7月1日

会長 西元 徹也